

富士宮市立富士根南中学校における「学校いじめ防止対策基本方針」

令和6年4月1日改訂

基本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士根南中学校すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント・モラルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ土壌で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもの周囲にいる大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体でいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
 - ・「静岡県いじめ対応マニュアル」等を活用する。
 - ＜基本方針策定・確認（年度初め、職員会議）＞
- 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
 - ・朝、帰りの会を利用して、担任の言葉で「いじめは人間として絶対に許されない」ことについてメッセージをなげかける。
 - ・全校集会でいじめ防止の呼びかけ・毎月メッセージをなげかける。
- 面談などで保護者と連携して共通理解を図り、子どもが安心できる教育環境を築きます。

（２）いじめが起きにくい集団をつくります

- 教職員は子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起きにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・各学級において、道徳授業の充実と学級活動を通じて、子ども同士の信頼関係を築く。
 - 子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・グループエンカウンター等を実施して、学級における人間関係を深める活動を年間3回実施する。
- （協働・他者理解を深め、人間関係の基盤作りを啓発する。）

- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

- ・教科指導において、意図的な小集団をつくり、交流する場を設定する。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・いじめについて考える場を、年間計画に位置づける。
- ＜いじめについての道徳(6月・道徳)＞
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・全校の道徳の授業を、同じ曜日にし、学年で同じ価値の授業を行う。(道徳の日)
- 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・学級会や学年集会、全校集会(生徒総会等)で、「いじめ防止」について話し合う機会を設ける。
- 人権週間(人権作文の朗読)には、人権作文の朗読を通して、人権に対する意識を高めま
す。(1月上旬)
- 生活安全講座を全校で実施し、誹謗・中傷の根絶を目指します。(7月)

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
 - ・毎日予定帳に書く三行日記などに注意深く目を通すようにする。
 - ・友だちづくりを苦手としている生徒への声かけをする。
 - ・休み時間・移動教室・昼休みなどの見守りをする。
- 例えば小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・教科担任は授業中のわずかな変化も見逃さない。
 - ・冷やかしか、からかいなどがないか注視する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
 - ＜年に3回、教育相談の期間を設ける(5月・11月・2月)＞
 - 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・青少年相談センターなどに、気軽に相談できるように促す。

(2) いじめへの対応

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。(教職員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー等)

- ・学年主任や生徒指導担当を中心に、迅速に、学年で対応する。
- いじめの態様等に即した対策チームを編制し、今後の対応について確認します。
 - ・いじめ対策委員会を以下のメンバーで設置する。
校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 学年主任 各学年の生徒指導担当 担任
別室学習室担当 養護教諭 PTA 会長 外部有識者
- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
 - ・いじめ対応については、複数で協議し、判断し、行動する。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
 - ・複数の教員で対応し、同じ指導をそれぞれの言い方で行う。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・学級だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
 - ＜学校だよりで学校の取り組みを掲載(4月下旬)＞
 - ・授業参観の日には、「保護者懇談会」を開く。
 - ・定期的に発行する学校だよりや学年だより、生徒指導だより等に、いじめの対応に関することを明記する。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での見守りを依頼します。
 - ・スマホ、インターネット等の使い方について、家庭でのルールを啓発する。
 - ・授業参観時の懇談会等で、保護者に啓発する。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
 - ・必要に応じてPTA理事会等で、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
 - ＜PTA 総会でいじめ防止の呼びかけを行う(4月下旬)＞

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
 - ・担任や該当学年主任を含め、いじめ対策委員会が対応する。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に連携を図ります。
 - ・日頃から、富士根交番、富士宮警察署スクールサポーターとの連携を図る。